

那須塩原市農業委員会

# 第 2 9 回総会議事録

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 (金)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和4年11月25日（金）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	12	藤田 一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	13	高瀬 和夫
委員	1	石崎 清	〃	14	松本 忠太
〃	4	松本 誠治	〃	15	室井 孝美
〃	5	金田 廣衛	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹	〃	20	竹村 文祥
〃	11	菊地 寿行			

4. 欠席委員：1名 6番 木下 久雄委員

5. 議事録署名人の指名：17 槌江 栄作委員、18番 渡辺 秀一委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について
- 10) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 11) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について

7. 事務局職員

事務局長	相馬 勇	主事 湯田 雅泉
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第29回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、木下 久雄委員です。  
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号17番 槌江 栄作委員と、18番 渡辺 秀一委員を指名いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、田淵 徹委員と関連がありますので、退席を求めます。

田淵 徹委員 (退席)

議長 番号1番及び2番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人委員 議案第1号、番号1番について報告します。

農地を賃貸借する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、11月20日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、JR那須塩原駅より東へ約1.5キロメートルに位置しております。

今回の申請につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの政令で定める相当の事由の、施行令第2条第1項イにありますとおり、「その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究または農事指導のために行われると認められること」である場合には、不許可の例外に該当します。

申請地の事業内容は、借り手人は、肥料等の販売に関し、今後ますます想定される化学肥料減量化に向け、有機物・土壌生物活性・バイオ炭等の利用促進が考えられるため、水稲・果樹・牧草・その他野菜・園芸育成を通して新しい土壌改良剤や、有機肥料等の開発を行う為に申請いたしました。

法人の定款や事業等から、申請地における耕作の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究のために行われると認められます。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項の2、4、5号を除く各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

三本木 直人委員 議案第1号、番号2番について報告します。

農地を賃貸借する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、11月20日、午前11時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、JR那須塩原駅より東へ約1.5キロメートルに位置しております。

今回の申請につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの政令で定める相当の事由の、施行令第2条第1項イにありますとおり、「その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究または農事指導のために行われると認められること」である場合には、不許可の例外に該当します。

申請地の事業内容は、借り手人は、肥料等の販売に関し、今後ますます想定される化学肥料減量化に向け、有機物・土壌生物活性・バイオ炭等の利用促進が考えられるため、水稻・果樹・牧草・その他野菜・園芸育成を通して新しい土壌改良剤や、有機肥料等の開発を行う為に申請いたしました。

法人の定款や事業等から、申請地における耕作の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究のために行われると認められます。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項の2、4、5号を除く各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員 借り手人は、研究をするために借りるという解釈でよろしいですか。

事務局 事業に必要な試験研究をするために、農地として使うということになります。

その為に借りるということになります。

三本木 直人委員 この農地に関しては、会社の研究に携わる3名で大学において農業専門の教育を受け、さらに研究をしていたものが中心となって作業を行うということです。機械等に関しては、今持っている所有者より農業機械を借り受け、足りない分はリースということで、関係性もうまく行っているのかなという感じです。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

田淵 徹委員の入室をお願いします。

田淵 徹委員 (入室)

田淵 徹委員に報告します。

番号1番及び2番については、許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第2号、番号1番について報告します。  
申請地にて貸駐車場を造成するための申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立さくら保育園の西側に位置しています。  
申請に至った経緯は、平成元年に相続により申請地を取得しましたが高齢となり、今後の収入増を図るため、貸駐車場の経営を行う為、本申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に貸駐車場11台分を造成する内容となっています。  
上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に農地はないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、11月22日、午前9時10分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

石崎 清委員 議案第2号、番号2番について報告します。  
申請地にて一般住宅を建築するための申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
申請地は、JR那須塩原駅より西へ約700メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請人は現在母親の家に住んでおり、兄家族が実家に入ることになり土地は父から相続を受けた土地であり、実家に近いことから本申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に農地はないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、11月22日、午前11時10分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員

議案第2号、番号3番について報告します。

農地改良を行うための一時転用申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より東へ約200メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は高低差があるため、農業機械の乗り入れが不可能である。このほど隣接地で宅地分譲工事により、農地に適した土砂が発生するため造成工事の一環として、盛り土整地工事を行う。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、隣接道路より50センチメートル～150センチメートル程低い農地に盛土するものです。

隣接する農地にて発生する、転用事業による土砂、約1,000立方メートルを搬入する内容となっております。

現地調査は、11月22日、午前10時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員

議案第3号、番号1番について報告します。

令和2年2月に取得した農地転用許可について、事業区域を変更するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、高林公民館より北へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、11月22日、午前10時頃に行いました。

変更の理由は、許可後、事業区域内にある撤去を予定していた蔵について、地権者との協議の結果撤去しないこととしたため、事業区域から除外することになり、本申請に至った。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

江連 節男委員

議案第3号、番号2番について報告します。

申請人は、平成22年9月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人により、一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より西へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、11月22日、午前11時5分頃に行いました。

変更の理由は、許可後、自営業を拠点である千葉県にて継続することとなったため、計画を遂行できませんでした。

今回、承継人より一般住宅として利用したいとの申し出があり本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更することに決しました。

番号3番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員 議案第3号、番号3番について報告します。

申請人は、昭和48年10月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人により、一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ約150メートルに位置しております。

調査は、11月21日、午前9時30分頃に行いました。

変更の理由は、昭和48年に土地を購入し住宅を建築する予定だったが、計画中に父が亡くなり家を継ぐことになったため、計画を遂行することが出来ませんでした。

今回、承継人より一般住宅として利用したいとの申し出があり本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、松本 誠治委員と関連がありますので、退席を求めます。

松本 誠治委員 (退席)

議長 番号1番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員 議案第4号、番号1番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東原小学校より南東へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、当社は県北地域において不動産売買仲介業を営んでおり、コロナ禍の影響もあり、共同住宅から戸建て住環境を求める客が増えており、立地や生活利便性が優れた当地域を求める客が増え、早期の完売が見込めるため譲渡人との話し合いがまとまり本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、宅地分譲地を11区画造成する内容となっております。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にL字擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月22日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

松本 誠治委員の入室をお願いします。

松本 誠治委員 (入室)

議長 松本 誠治委員に報告します。

番号1番については、許可することに決しました。

番号2番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員 議案第4号、番号2番について報告します。

賃貸借権の設定により、熊川護岸工事の現場事務所及び資材置場として一時転用する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、東北自動車道黒磯板室インターより北西へ約2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、栃木県発注の公共事業を受注し施工するにあたり、資材置き場が工事現場から遠く時間がかかり作業効率が悪いいため、仮設事務所、工事車両の駐車場、資材置き場として利用したいということから本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、栃木県発注の熊川護岸工事に伴う現場事務所及び資器材仮置き場として利用する内容となっております。

上下水道は使用せず、雨水は既設排水路に排水します。

周辺農地よりも低地であるため影響はありません。

現地調査は、11月22日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員 議案第4号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より西へ約700メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在東京に居住していますが、昨年夫婦共定年退職をしたため、以前から那須に移住を希望していましたが、今回好条件の申請地が見つかったため申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月22日、午前11時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、島田 晴子委員の報告を求めます。

島田 晴子委員 議案第4号、番号4番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ約150メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人夫妻は現在市内のアパートに居住していますが、家族の将来の教育や、生活のために家を持ちたいと考え、土地を探していたところ、祖父が所有する土地を貸してもらえることになった為、申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は申請地に、一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

既存の擁壁により、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月21日、午前9時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田 晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、田淵 徹委員の報告を求めます。

田淵 徹委員 議案第4号、番号5番について報告します。

使用貸借権の設定により、資材置場として造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、東北自動車道西那須野塩原インターチェンジ出入り口より南へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は市内で土木工事業を営み、申請地の隣接地に既存の資材置き場を持っていますが、狭くなった為に敷地を拡張し利用するために申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は申請地に資材置場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。

周辺農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置します。

現地調査は、11月21日、午前9時55分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員 議案第4号、番号6番について報告します。

売買による所有権の移転により宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より東へ約100メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請地はJR那須塩原駅より約1.3キロメートルほどの位置にあり、小・中学校も近く、通勤、通学に便利であり、周辺には商業施設もあり、一般住宅として需要が見込まれる。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は第2種農地の占める面積の割合が3分の1を超えていないため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を19区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にコンクリートブロック及びL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月22日、午前10時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第4号、番号7番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北西へ約800メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在実家にて居住していますが、妻と子供一人で、これからも家族が増えることを考えると、実家の前に住居を建築したいと思い本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロック及び縁石を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月22日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

竹村 文祥委員

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

議案第4号、番号8番について報告します。

賃貸借権の設定により、熊川護岸工事の現場事務所及び資材置場として一時転用する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、東北自動車道黒磯板室インターより北西へ約2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、栃木県発注の公共事業受注施工するにあたり、施工場所に最も近距離にあり、土地利用計画面積を満たす土地であった為、仮設事務所及び工事車両の駐車場、資材置き場として使用したいとのことから本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、栃木県発注の熊川護岸工事に伴う現場事務所及び資機材仮置き場として利用する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は自然浸透処理とします。

現地調査は、11月22日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第5号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須地区消防組合西那須野消防署より東へ約100メートルに位置しています。

現地調査は、11月21日、午前10時10分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋の評価証明書が添付されています。

証書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を議題といたします。

調査報告の前に、納税猶予制度について事務局の説明を求めます。

戸山補佐

相続税の納税猶予制度について、概要をご説明いたします。

この制度は、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、一定の要件を満たす場合に、相続税の納税が猶予される制度です。

納税猶予を受けるには、相続発生後10カ月以内に相続税の期限内申告書を税務署へ提出しますが、この際、納税猶予の特例を受ける旨申告したうえ、要件を満たす旨の農業委員会が交付する適格者証明書の添付が必要であるため、本願い出があったものです。

議長

番号1番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議案第6号、番号1番について報告します。

相続税の納税猶予の制度の適用に関し、適格者証明願いがあったものです。

被相続人及び相続人の氏名、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校東側隣接地のところに位置しています。

調査は、11月18日、午後1時頃、相続人と申請地で行いました。

相続税の納税猶予の特例を受けるにあたっての要件があるので、それを報告します。

①被相続人の要件として、「死亡の日まで農業を営んでいた人」について、被相続人が死亡の日まで一家の大黒柱として、水稻・養蚕を経営し農地を有効活用し、耕作を反復かつ継続的に行っていた事実を調査により確認しました。

②相続人の要件として、「相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人」について、被相続人の死亡日は令和4年2月19日であり、相続税の申告書の提出期限は10か月後の令和4年12月19日です。相続人は相続開始前において農業に従事した実績があり、令和2年5月19日からは農業経営を開始し現在に至っており、今後も引き続き農業に従事することは確実と思われれます。

③特例農地等の要件として、「被相続人が農業の用に供していた農地等で、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割協議されたものについても、調査及び申請書類から、要件を満たしていることを確認しました。

以上のように、要件をすべて満たしていることから、相続税納税猶予の適格者として証明相当と判断いたします。委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員

議案第7号、番号1番について報告します。

農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を効率的・安定的な農業経営を行う者へ集積させるため、農地中間管理機構が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。

申出の内容は議案書記載のとおりです。

現地調査は、11月22日、午前9時40分頃に行いました。

申出地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約1.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は高齢夫婦で、酪農業を営んでいましたが、夫に先立たれ、後継者も居ないことから、今回の申請に至りました。

現地を確認した結果、申出地は、認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、農地中間管理機構による買入れが必要であると判断しました。

地元調査員としては、優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第8号について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書12ページから18ページが「利用権設定関係」の案件で20件、

合計面積は186,096.18平方メートルとなります。

この内16ページから18ページの10件、69,677平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて19ページが「所有権移転関係」の案件で2件、

面積は、15,377平方メートル となります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われまます。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第9号についてご説明いたします。

議案書は20ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます農用地利用配分計画の案に対し同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただきましたが、

対象の1件、76,587平方メートルにつきましては、同法第18条第5項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案は妥当とする意見として問題は無いと思われまます。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

追加資料21ページをご覧ください。

県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件で5条許可が1件、開発許可と同日許可としております。

以上です。

議長

報告が終わりました。

このことについてご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐

それでは、追加資料22ページの報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、10月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

10月は、相続を原因とした権利移動の届出を3件受理しました。

いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

議長

報告は以上です。

報告が終わりました。

このことについてご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第29回総会を閉会いたします。